新型コロナウイルス感染症対策 雇用維持臨時支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少が続いている 事業者の皆様へ高知県独自の給付金を給付します

対象者

以下のすべてを満たす「県内施設(店舗)」を有する事業者が対象です。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限ります。

- ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、 個人事業者
- ② <u>令和 2 年 1 月から令和 2 年12月までの売上の合計が前年同期比で15%以上減少</u>している
- ③ <u>令和2年12月~令和3年3月の任意の連続する2か月の売上合計が前年(又は</u> 前々年)同期比で30%以上減少している
- ④上記③の2か月の社会保険料を納付している(又は猶予特例を受けている)
- ⑤高知県税を滞納していない (又は徴収猶予を受けている)

給付額

給付上限:なし

 $((A \times B/C-D) \times E/50\%) \times 2/3$

(給付額は1円未満切り捨て)

A:対象期間の社会保険料(事業主負担分)納付額の合計

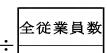
B:県内従業員数 C:全従業員数 D:受給済の協力金等(※)

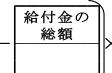
E:対象期間の売上減少幅(30%~50%)

(※)既に受給している「高知県営業時間短縮要請協力金」及び 「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金」を指します。











 \div 50 \times 2/3

申請期間

令和3年3月31日(水)~令和3年6月30日(水)(当日消印有効)

お問い合わせ先

〇高知県雇用維持臨時支援給付金 申請受付センター

TEL: 088-821-7566

[受付時間] 午前9時~午後5時(平日のみ)



詳しくは



~申請方法については裏面をご覧ください~

~給付金の申請について~

※持参による申請は受け付けておりませんので、ご注意ください

1. 申請書類を入手

- 〇いずれかご都合の良い方法で、申請書類を入手してください。
 - 1 県庁ホームページから印刷又はダウンロード

http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/koyoiji rinjikyufukin.html

- ②次の場所で受け取る(※1)
 - ・県庁本庁舎1階ロビー (平日、土日、祝日) 8:30~17:15
 - ・県合同庁舎及び県税事務所

_ (平日のみ)8:30~17:15

·各市町村役場

(※1)いずれの場所でも窓口での相談対応は実施していませんので、ご不明な点は表面の問い合わせ先までお電話ください。

2.申請書類の作成

〇「給付金給付等要領」をご覧のうえ、必要書類の作成をお願いします。

【①記入が必要な書類】

- •申請書
- ・誓約書(自署をお願いします)
- ・売上減少等の証明書 (認定経営革新等支援機関等 (※1)で発行)
- (※1)税理士、金融機関、商工会・商工会議所等
- 【②添付が必要な書類】
- ・本人確認書類(法人の場合は法人代表者のもの)
- ・営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類(※2)
- ・「納入告知書 納付書・領収証書」など社会保険料の納付額が分かる書類(写し) 又は「納付の猶予(特例)許可通知書」(写し)
- ・高知県税の滞納がない(又は徴収猶予を受けている)旨を証する納税証明書
- ・振込先口座と口座名義が分かる通帳等(写し)
- (※2) 許可等を必要としない業種の場合は不要です。

3. 申請書類の提出

〇追跡ができる方法で郵送してください。(簡易書留、特定記録など)

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

【送付先】〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 高知県雇用維持臨時支援給付金 申請受付センター

〇<u>オンラインによる申請が可能です。</u>

高知県経営支援課ホームページから申請フォームにアクセスしてください。

4. 入金

〇申請書の受理後、審査(※3)を行います。 申請内容に不備がない場合は2週間程度で口座に振込予定です。

(※3)審査の結果、不給付となる場合があります。